

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本臨床看護マネジメント学会（英文 Japan Society for Nursing Administration and Management）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、臨床における看護のマネジメントの方法論の確立及び発展のために、看護の臨床に係る多様な問題解決を図り、臨床家による、臨床家のための、臨床看護の方法論を確立し、日本の臨床看護の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 学術研究会の開催と研究集録の発行
- (2) 重症度、医療・看護必要度に係る研究及びその普及に関する事業
- (3) 臨床看護マネジメントスキルの向上のための実践及び研究推進に関する事業
- (4) 臨床看護に関する研究、研究発表会、講演会、研修会及び展示会の開催並びに機関誌の発行
- (5) 地方部会、分科会等の設置とその支援
- (6) 会員の研究の支援及び親睦交流
- (7) その他本法人の目的達成に必要な事業及び前各号に附帯する事業

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本法人の会員は、下記各号のいずれかに該当し、理事会で入会を承認された個人とする。

- (1) 看護師資格を有するもの。
- (2) 看護管理に関わる研究等に10年以上従事するもの。
- (3) 本法人の趣旨・目的に賛同し、臨床看護マネジメントに関する研究・教育・実践を行っており、理事長の推薦を受けたもの。

(4) 本法人の趣旨・目的を理解する有識者として理事長の推薦を受けたもの。

(入会)

第6条 会員となろうとするものは、入会申込書を理事長に提出する。

(会費)

第7条 本法人の会員は、本法人の目的を達成するため、必要な経費として、会費規則で定める会費を納入しなければならない。

2. 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも理事会へ退会届を提出して退会する事が出来る。

(除名)

第9条 会員に、次の各号の一に該当する事由がある場合は、理事会の決議に基づき理事長が除名することが出来る。ただし、社員である会員を除名する場合には、第19条2項の定める社員総会の特別決議によらなければならない。

(1) 本定款及び本法人の定める規則に重大な点において違反した時

(2) 本法人の名誉を棄損し、又は、本会の目的に反する行為をしたとき

(3) 前2号のほか除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を当然に喪失する。

(1) 会費を連続して2年以上滞納した場合

(2) 死亡又は失踪宣告

## 第4章 社員

(社員)

第11条 本法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員。以下同じ。）は、会員の中から、理事会又は社員総会の決議により選出するものとする。

2. 第8条ないし10条の定めにより会員資格を喪失した場合は、社員資格も喪失する。

(社員名簿)

第12条 本法人は社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第5章 社員総会

### (社員総会の構成)

第13条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

### (社員総会の権限)

第14条 社員総会は、法令及び本定款に定める事項のほか、本法人の運営に関する重要事項を決議する。

### (社員総会の開催)

第15条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### (社員総会の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (社員総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長とする。

### (社員総会の議決権)

第18条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

### (社員総会の決議)

第19条 社員総会の議事は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければならず、決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、当該出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に定める事項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者毎に第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面・電磁的方法による議決権行使)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書又は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

2. 社員が、議決権行使書及び電磁的方法の両方により議決権を行使した場合、到達日時の先後を問わず、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱う。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 19 条の条項の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第 6 章 役員

(役員)

第 23 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (1) 監事 1 名以上 3 名以内
2. 理事及び監事は社員総会において選任する。
3. 理事長、副理事長、庶務理事及び会計理事は、次の職務を行う。
  - (1) 理事長は、本法人を代表し会務を統括する。
  - (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
  - (3) 庶務理事は、本法人の事務、会議の設営等、本法人運営の実務を統括する。
  - (4) 会計理事は、本法人の会計実務を統括する。
4. 前項の理事長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。

(理事長等の選任)

第 24 条 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2. 庶務理事及び会計理事は、理事の中より理事長が選任し、理事会において承認を

得るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2. 理事長は、本法人を代表し、法人の業務を実行する。
3. 理事長は、理事会が開催された際、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、定時社員総会にて報告する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、速やかに、理事長に対して臨時社員総会の招集を請求し、臨時社員総会において報告する。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 理事又は監事が第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、補欠として選任された理事又は監事をその任にあてる。
4. 前項の補欠として選任された者の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 19 条 2 項の定める特別決議を要する。

(報酬)

第 29 条 理事又は監事の報酬は、社員総会の決議によって定めるものとする。

(役員損害賠償責任の免除)

第 30 条 本法人は、一般社団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を

怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第7章 理事会

### (理事会の構成)

第31条 本法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事で構成する。

### (理事会の権限)

第32条 理事会は、法令及び本定款に定める事項のほか、次に挙げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行（社員総会の運営方法、本法人の基本方針、その他重要事項）の決定
- (2) 本法人の運営に必要な規則等の制定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長の選定及び解職

### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

### (理事会の決議)

第35条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければならず、決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を

述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事がこれに記名押印する。

## 第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 37 条 本法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究し、審議することができる。
3. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の書類のほか監査報告を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 基金

(基金)

第 40 条 本法人は、本法人の社員または第三者に対して、一般社団法人法第 131 条の定め

る基金の拠出をもとめることができる。

2. 基金の募集、割当て及び払込みの手続については、理事会の決議により定める。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還手続)

第 42 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額については定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議に従って行う。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 本法人は、第 19 条 2 項に定める社員総会の特別決議によって本定款を変更することができる。

(解散)

第 44 条 本法人は、第 19 条 2 項に定める社員総会の特別決議、その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本法人の公告方法は、主たる事務所に備え置く。主たる事務所に備え置くことによる公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載して公告する。

## 第 13 章 雑則

(委任)

第 46 条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることができる。